

令和 7 年度に賃貸物件を活用した保育所又は幼保連携型
認定こども園（本園）を整備する法人の再公募要項
【令和 8 年 4 月開所】

< 目 次 >

【公募概要】	1
--------	---

第 1 章 公募の枠組み

1 整備施設	2
2 開設時期	2
3 応募資格	2
4 定員設定	3
5 対象地域	3
6 選定方法	3
7 選定予定数	3
8 整備等補助金	3

第 2 章 整備・運営等の条件

1 整備物件	5
2 整備計画	5
3 運営要件	6
4 資金計画	7

第 3 章 応募手順

1 事前相談	8
2 応募書類の事前提出	9
3 応募受付	9
4 株式会社等が応募する場合	10
5 地域への説明	11
6 評価委員によるヒアリング	11
7 その他	12

別紙 1 公募対象地域	15
別紙 2 評価基準	17
別紙 3 補助内容	19
別紙 4 保育所の屋外遊戯場の設置に係る取扱い	21
別紙 5 提出書類一覧	23

令和 7 年 6 月 1 8 日(令和 7 年 7 月 1 1 日更新)

名古屋市子ども青少年局保育部幼保企画課

【公募概要】

「令和７年度に賃貸物件を活用した保育所又は幼保連携型認定こども園（本園）を整備する法人の公募要項」（令和７年２月１２日公表）において実施した、対象地域（東区・東桜小学校区）における再公募となります。

１ 主な応募資格

整備施設	対 象 と な る 法 人（※）
保 育 所	社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人、消費者生活協同組合、会社法第２条第１号に規定されている会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社。以下「株式会社等」という。）その他市長が適当と認める法人
幼保連携型認定こども園	社会福祉法人、学校法人

※ 公募開始時において、現に次のいずれかの業務経験を有する法人であること。

- (1) 保育所、認定こども園又は幼稚園
- (2) 地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業又は家庭的保育事業）
- (3) 本市に届出をしている認可外保育施設のうち、１日４時間以上、週５日以上かつ６人以上の乳幼児の保育が可能であり、その保育施設業務経験が６か月以上のもの
- (4) 本市の病児・病後児デイケア事業

２ 主な公募内容及びスケジュール

区 分	概 要
受 入 年 齢 （ 定 員 ）	０歳～就学前（６０人（うち３歳未満児２７人））
選 定 予 定 数	１か所
公 募 対 象 地 域	別紙１のとおり
公 募 要 項 公 表	令和７年６月１８日（水）
株式会社等調査	書類提出締切
	令和７年７月２４日（木）
事前相談締切	ヒアリング
	令和７年８月７日（木）
応募書類事前提出締切	令和７年７月２４日（木）
応募締切（※）	令和７年８月１８日（月）
評価委員ヒアリング	令和７年８月２５日（月）
法人選定	令和７年９月２日（火）
開 所 予 定 日	令和７年９月上旬頃
	令和８年４月１日（水）

※ 応募前に、所定の方法により、地域への説明を行うこと。

第1章 公募の枠組み

1 整備施設

下記のいずれかの施設を募集します。ただし、賃貸物件を改修し、園舎として活用するものに限りません。

ア 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定するもの。

イ 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定するもの。

2 開設時期

令和8年4月1日（水）

3 応募資格

以下の（1）から（4）の条件をすべて満たしている法人とします。

（1）次に掲げるいずれかの法人であること。

ア 保育所

社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人、消費者生活協同組合、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定されている会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社。以下「株式会社等」という。）その他市長が適当と認める法人

イ 幼保連携型認定こども園

社会福祉法人、学校法人

（2）公募開始時において、次に掲げるいずれかの業務経験を現に有する法人であること。

ア 保育所、認定こども園又は幼稚園

イ 地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業又は家庭的保育事業）

ウ 本市に児童福祉法に基づく届出をしている認可外保育施設のうち、1日4時間以上、週5日以上かつ6人以上の乳幼児の保育が可能であり、その保育施設業務経験が6か月以上のもの。

エ 本市の病児・病後児デイケア事業

（3）財務内容が不適切でない（債務超過や直近3か年の連続した損失計上（設立からの会計年度が1年以上2年未満の場合にあつては直近1か年の損失計上、設立からの会計年度が2年以上3年未満の場合にあつては直近2か年の連続した損失計上）、公租公課の滞納等、経営状況に係る懸念事項がないこととする。）者であること。

（4）名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 定員設定

本公募により新設する保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の定員は60人（0歳から就学前までの子どもが受入対象）とし、うち3歳未満児の定員は27人かつ0歳児の定員を1人以上3人以下とすることとします。また、継続利用（持ち上がり）に対応可能な整備計画としてください。

なお、幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する子ども（1号認定子ども）の定員設定は認めません。

5 対象地域

本公募における整備の対象地域は、別紙1に定める「公募対象地域」のとおりとします。ただし、「距離制限あり」と記載のある地域については、就学前までの子どもを対象とした民間認可保育所（公募開始時に本市が、開所及び民間移管の予定を公表している施設を含む。）及び認定こども園（公募開始時に本市が、開所及び幼稚園からの移行の予定を公表している施設を含む。）を中心に半径500m以上離れている範囲を対象地域とします。（なお、今回の公募では該当はありません。）

6 選定方法

別紙2に定める「評価基準」に基づき、評価委員によるヒアリングで得た評価を踏まえて、本市が選定します。ただし、3歳以上児を各歳15人以上受入可能かつ2歳児と3歳児の受入可能児童数の差を1以上（2歳児<3歳児）設けた整備計画については、各評価委員につき2点の加点を行います。

なお、受入可能児童数については、各歳の保育室等面積（遊戯室を除く。）及び屋外遊戯場面積の計画等、施設設備の基準に照らし可能な数の範囲内で、応募書（様式1）に記載してください。

7 選定予定数

1か所

8 整備等補助金

整備に係る経費等への補助金の交付については、以下のとおりです。

補助金は、建物改修工事の終了後、改修工事等実績報告書の確認後に交付額を確定し一括して支払うこととします。

なお、（1）及び（2）アについては、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとし、各法人が算出する事業費（概算）について、補助金の交付決定後に事業費の増額があった場合、増額された部分に係る補助金の増額は行いません。（ただし、予測困難な事情によるやむを得ない増額については、認める場合があります。）

(1) 改修費等補助

別紙3のとおり補助金を交付します。

(2) 賃借料等補助

ア 開設準備期間については、別紙3のとおり補助金を交付します。

イ 運営開始後10年間については、毎年度の予算編成過程において決定します。

第2章 整備・運営等の条件

1 整備物件

(1) 物件要件

以下のアからウの条件をすべて満たす必要があります。

ア 店舗、事務所、倉庫等の空き物件で、昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものであること、又は昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合、耐震調査を実施し、新耐震基準を満たすもの又は耐震補強済みのものであること。（ただし、応募までに耐震補強工事を実施できない場合は、認可を受けるまでに改修し、新耐震基準を満たすことを条件に応募を認める場合がありますので、事前に幼保企画課と調整してください。この場合、耐震診断結果等、耐震性が証明できる書類の提出を要します。）

イ 物件の貸主が、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等でないこと。

ウ 貸主が自ら所有する物件であること。ただし、以下のケースでは、応募を認めているため、事前に幼保企画課と調整してください。

a 土地又は建物の転貸借契約を行う場合で、土地の所有者・建物の貸主・保育所等の運営法人の三者の合意について、文書により確認できる場合

b 本公募で選定されることを条件に、貸主等が物件を購入予定の場合で、物件所有者との合意について、売買契約書の写し等により確認できる場合

(2) 賃借料及び賃貸借期間

賃借料については、地域の水準に照らして適正な額以下とし、賃貸借契約の期間は、保育所等開設後10年以上としてください。（地上権または賃借権を設定し、かつこれを登記している場合を除く。）

2 整備計画

整備計画の策定にあたっては、以下の事項にご留意ください。

また、本整備事業について基本的な事項をまとめた「賃貸物件を活用した保育所・幼保連携型認定こども園整備の手引き」（以下「整備の手引き」という。）を、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。最初に確認してください。

(1) 保育室・屋外遊戯場等の取り扱い

ア 保育所

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号。以下「児童福祉施設設備運営基準条例」という。）を遵守してください。

また、屋外遊戯場については、「屋外遊戯場の設置に関する要領」の定めるところにより、新設保育所と同一の敷地内に設置するものとしますが、屋外遊戯場に代

わるべき場所を確保できる場合には、別紙４のとおり取り扱うことができるものとします。

イ 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）、名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準条例」という。）を遵守してください。

また、屋外遊戯場については、新設認定こども園と同一の敷地内に設置するものとします。

（２）工期・契約方法

令和８年４月１日に開所できるよう、工期に余裕を持った整備をしてください。

また、補助対象となる工事については、発注予定価格に応じ、本市の定める等級区分で入札を行い、契約することとします。（詳細は整備の手引きを参照してください。）

（３）関係法令について

建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）のほか、児童福祉法、児童福祉施設設備運営基準、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日雇児発0905第5号）、児童福祉施設設備運営基準条例、幼保連携型認定こども園設備運営基準、幼保連携型認定こども園設備運営基準条例、その他関係法令を遵守してください。

（４）その他

子どもの安全確保、日照、シックハウス、アスベストの使用状況、ユニバーサルデザイン等に関して十分に配慮してください。

３ 運営要件

運営については、名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱（以下「保育所認可要綱」という。）、名古屋市幼保連携型認定こども園設置認可の基準等に関する要綱（以下「幼保連携型認定こども園認可要綱」という。）、児童福祉法、児童福祉施設設備運営基準、児童福祉施設設備運営基準条例、幼保連携型認定こども園設備運営基準、幼保連携型認定こども園設備運営基準条例に定める基準を満たす必要があるほか、以下の条件を満たしてください。

（１）開所日

月曜日から土曜日（休日、１２月２９日から１月３日及び子どもの安全確保のため等やむを得ない場合を除く。）

（２）開所時間

概ね午前７時から午後６時３０分の間において１１時間を設定し、その後１時間の延長保育を実施してください。土曜日についても同様の開所時間としてください。

(3) 受入年齢等

0歳（開所後1年間は原則として、満6か月）から6歳に達した以後の最初の3月31日までの受け入れを行ってください。

(4) 児童の送迎について

地域の状況、敷地周辺の道路状況に応じて、保護者の自動車や自転車による送迎を十分に考慮し、駐車場や駐輪所台数、送迎時の対応についての計画を立ててください。

送迎用バスの運用を計画する場合は、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置してください。安全装置については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（国土交通省令和4年12月20日公表）」に適合するものとしてください。

4 資金計画

整備に係る資金計画については、以下の事項にご留意ください。

- (1) 整備に係る事業費の不測の増加等に備え、余裕を持った資金計画を立ててください。
- (2) 運営開始後の収支計画において、賃借料及び整備費等を借入れする場合の償還額が適切であるかを十分に検討してください。
- (3) 新施設設運営費の年間見込額の1/2以上の資金を保有してください。（保育所認可要綱第9条、幼保連携型認定こども園認可要綱第7条）
- (4) 社会福祉法人でない法人は、当面の賃借料の支払いに充てる準備金として①1年間の賃借料に相当する額及び②1千万円（1年間の賃借料が1千万を超えるときは当該1年間の賃借料相当額）を保有してください。（保育所認可要綱第16条第4項、幼保連携型認定こども園認可要綱第13条第4項）
- (5) (3) 及び (4) の資金は、法人外からの借入ではなく、自己資金により賄ってください。

第3章 応募手順

1 事前相談

応募前に、幼保企画課へ整備計画についての相談をしてください。この事前相談を行った後、本章第5項に示す地域への説明を行ってください。

(1) 事前相談締切

令和7年7月24日（木）

(2) 受付場所等

名古屋市役所本庁舎2階 子ども青少年局保育部幼保企画課

※ 受付は、平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時までとします。

※ 必ず来室してください。（郵送等での受付は行いません。）

※ 来室の際は、必ず前日までの開庁日に電話で予約をしてください。

（連絡先）名古屋市子ども青少年局保育部幼保企画課

電話番号：052-972-3184

(3) 事前相談前に確認が必要な事項

事前相談に来ていただく前に、下記事項について確認をしてください。

ア 第1章第3項に定める応募資格を満たしていること。

イ 整備予定物件が、別紙1に定める対象地域に所在すること。

ウ 第2章第1項及び第2項に定める整備要件の各事項に適合する計画であること。

(4) 事前相談の際に必要な書類

ア 必ず持参いただく書類

- ・ 物件周辺地図（縮尺が概ね5000分の1のもので、物件から半径500m範囲が確認できるもの）
- ・ 物件周辺地図（縮尺が概ね1500分の1のもので、近隣建物が確認できるもの）
- ・ 物件の現況及び周辺の状況が分かるもの（外観写真、物件概要等）
- ・ 土地の公図（写し）、登記簿謄本又はそれに相当するもの（写し）
- ・ 建物の検査済証（写し）、登記簿謄本又はそれに相当するもの（写し）
 - ※ 既設改修の場合に提出、新築の場合は不要。
- ・ 賃貸借予約契約書又は賃貸人の覚書（参考様式3）
 - ※ 持参することのできないやむを得ない事由がある場合は、ご相談ください。
- ・ 整備計画の分かるもの（予定配置図、平面図等）
- ・ 本章第5項に定める地域説明の際に配布・提示予定の資料

イ 可能であれば持参いただきたい書類

- ・ 工事工程表
 - ※ 実施設計・行政手続き・確認申請等にかかる期間も含んだものを作成すること。また、新築の場合は本体工事の工程表も添付すること。
- ・ 調査書（様式6）
- ・ 資金計画書（様式11）

2 応募書類の事前提出

別紙5で示す応募書類（「7財務状況報告書類及び新設保育所等の運営等に係る書類」を除く。）について、事前に幼保企画課に提出の上、内容の確認を受けてください。ただし、この事前提出の前に、前項の事前相談を完了していることが必要です。

（1）事前提出締切

令和7年8月18日（月）

（2）受付場所等

本章第1項（2）と同様の取扱いとします。

（3）事前提出の際に必要な書類

別紙5で示す各書類（「7財務状況報告書類及び新設保育所等の運営等に係る書類」を除く。）

※ 正本の写しを提出してください。

（4）必要部数

2部（本市提出用1部、応募法人控え1部）

※ 本市提出用1部については返却しませんので、応募法人控え1部についても必ず持参してください。

3 応募受付

前項の事前提出書類について、本市の確認及び必要な修正がすべて終わりましたら、別紙5で示す各書類（「7財務状況報告書類及び新設保育所等の運営等に係る書類」については提出期限が異なりますのでご注意ください。）を次の要領で提出してください。なお、応募状況については、電話で問い合わせがあれば、随時回答します。

（1）応募締切

令和7年8月25日（月）

※ 締切日以降の書類の差し替えや追加は、認めません。

（2）受付場所等

本章第1項（2）と同様の取扱いとします。

（3）提出方法

ア 提出書類には別紙5の番号によりインデックスを付けること。

イ 正本1部、副本10部を書面により提出すること。

ウ 提出書類は、左側に2か所穴を開け、ひもで綴じて提出すること。

エ 副本は、正本の写しを提出すること。

オ 様式は原則、片面刷りとする。

（4）注意事項

ア 原則として、提出までに法人理事会等法人の意思決定機関で、整備計画に関する承認を得てください。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却はしません。受付締切後、提出書類の差替え又は再提出は認めませんが、本市が必要と認める場合に限り、提出書類の修正又

は追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 本公募に関し、必要な費用は、すべて応募法人の負担とします。また、選定の結果、事業を実施できない場合に生じた費用についても、すべて応募法人の負担とします。

エ 提出書類は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、行政文書として情報公開の対象となります。（個人・法人に不利益を与えると認められる部分等は非公開）

オ 本公募の応募法人が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用することはできません。

カ 応募受付後に辞退する場合は、必ず書面（任意様式）により届け出てください。

キ 本要項及び関係規程に反することが提出書類の内容から明らかである場合は、受付を行いません。

4 株式会社等が応募する場合

設置者が株式会社等である場合の設置認可にあたっては、株式会社等以外の法人が満たすべき要件に加えて、本項（1）に掲げる要件を満たす必要があります。また、通常の応募手続（応募書類の提出や、評価委員によるヒアリング等）に加えて、保育所認可要綱第19条の2に基づき、株式会社等調査のための書類の提出及びヒアリング（以下「株式会社等ヒアリング」という。）を受けている必要があります。

（1）応募要件

ア 保育所を継続的及び安定的に運営していくために、必要な収支の計画が策定されていること。

イ 保育所の運営に当たり、事業の基本理念、保育方針並びに職員の採用及び育成等について具体的かつ必要な計画が策定されていること。

ウ 設置認可後は、少なくとも3年に1回は第三者評価を受審するとともに、その結果及び改善についての取組状況を公表すること。また、その他の保育所認可要綱に基づく要件を満たすこと。

（2）書類提出締切

令和7年7月24日（木）

※ 受付場所等は、本章第1項（2）と同様の取扱いとします。

（3）提出書類

別紙5に示す応募書類のうち「7 財務状況報告書類及び新設保育所の運営等に係る書類」（正本1部、副本5部）

（4）株式会社等ヒアリング日程

令和7年8月7日（木）

ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、応募法人の連絡先に別途通知します。

5 地域への説明

地域への説明を行う前に、本章第1項に定める事前相談を行ってください。その際に、本項について詳しくご説明します。

(1) 応募前

事前相談完了後、区役所民生子ども課に地域への説明先を相談してください。その後整備内容の概要(※1)について、近隣住民(※2)等に対し適切に説明し(※3・※4)、理解を得るよう努めてください。

※1 「名古屋市が行う『令和7年度に賃貸物件を活用した保育所又は幼保連携型認定こども園を整備する法人の公募』に応募する」旨、応募する法人の情報(法人名、担当者名、問い合わせ先等)、施設の整備計画(整備予定地、建物の構造、階数、駐車場台数等)、施設の運営計画(運営開始日、定員、開所日、開所時間等)

※2 近隣住民とは、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例(平成11年名古屋市条例第40号)第2条第2項第4号のアに定める近隣関係者のうち居住者をいいます。

※3 近隣住民への説明方法は、面談を原則としますが、日を替えて訪問しても面談できない場合その他やむを得ない事由があると認める場合は、※1の内容をまとめた資料を配布してください。

※4 説明範囲については、※2の範囲に限らず、近隣の状況等を踏まえ必要な範囲を検討し、地域への説明を適切に行ってください。

(2) 選定後

選定後は速やかに、近隣住民等に対して、「公募で選定された」旨の説明を行ってください。その際、改めて整備内容の概要等を説明し、ご意見等についても、誠意を持って対応するよう努めてください。

(3) 工事着工前

近隣住民等に対して、工事スケジュール・連絡先・騒音・安全対策・運営計画等についての説明を適切に行ってください。

また、工事期間中は、整備予定地に1時間程度で行くことが可能な場所に担当窓口を設置してください。

6 評価委員によるヒアリング

令和7年9月2日(火)

なお、出席者は5名までとし、運営責任者(法人代表等)及び施設長予定者又は主任保育士(主幹保育教諭)予定者を必須とし、その他、法人の経理担当者や改修工事に係る設計担当者を含むこととします。

7 その他

(1) 選定前に以下のアからウのいずれかに該当する応募は、受付を取り消す場合があります。

ア 本公募要項に示した応募資格を有しない者からの応募

※ 応募資格があることを確認された者であっても、選定までの間にそれを有しないこととなった者は、応募資格を有しない者に該当するものとします。

イ 提出書類に虚偽の記載がされた応募

ウ 本公募要項に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した応募

(2) 選定後に以下のアからウのいずれかに該当する場合、選定を取り消す場合があります。また、保育に係る今後の公募等の選定において不利な取扱いを受ける場合もあります。

ア 選定後に応募資格を有しない者となった場合

イ 提出書類に虚偽の記載がなされていたことが判明した場合

ウ 応募内容と異なった設置や運営を行った場合

※ 提出書類を基に評価ヒアリング及び選定を行うため、選定後の応募内容の変更は認めません。ただし、本市が必要と認める場合に限り、計画について変更を求めることがあります。

(3) 本公募において整備・運営法人が選定された保育所等について、運営開始後、10年間の建物賃借が困難となったなど、その物件での運営の継続が困難となった場合、法人は、速やかに本市と協議を行い、保護者への説明等を行った上で、同一敷地内又は近隣において、保育の実施場所を確保しなければなりません。

(4) 開所後10年未満等の短期間で保育所等を廃止する場合は、補助金の返還が必要となる場合があります。

(5) 本公募による選定が、定員数までの児童の利用を保証するものではありません。

(6) 本整備事業による消費税の取扱いについて、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければなりません。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行ってください。

また、市長に報告があった場合は、該当仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあります。

(7) 公募条件に関する質問・問い合わせ

質問がある場合は、ファクシミリ又は電子メールで下記送信先へ受付期間終了日の10日前（7月14日（月））までに送信してください。（様式は任意とします。）

また、送信後、確認のために本章第1項（2）に記載の連絡先へ連絡してください。質問に対する回答は、受付期間終了後、1週間を目途に本市公式ウェブサイトにて

掲載するとともに、質問した法人にはファクシミリ又は電子メールで回答します。

※ 本公募における補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については
応募の前に必ず確認してください。

(送信先) ファクシミリ : 0 5 2 - 9 7 2 - 4 1 4 6

電子メール : a2523@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(8) その他必要な事項は別に定めます。

(別紙 1)

令和 7 年度に賃貸物件を活用した保育所又は幼保連携型認定こども園
(本園)を整備する法人の公募対象地域

区・支所	最大 選定数	小学校区	対象町名	既存園からの 距離制限	加点
東区	1	東桜	全域	無	有※

※ 3 歳以上児を各歳 15 人以上受入可能かつ 2 歳児と 3 歳児の受入可能児童数の差を 1 以上 (2 歳児 < 3 歳児) 設けた整備計画については、各評価委員につき 2 点の加点を行います。

(別紙2)

**令和7年度に賃貸物件を活用した保育所又は幼保連携型認定こども園
(本園)を整備する法人の評価基準**

1 評価項目

内容事項		素点	配分	配点
評価項目	具体的な視点			
1 法人の状況				
乳幼児の教育・保育実績	①乳幼児の教育・保育に関して、十分な経験があること。	5点	×1	5点
施設の運営状況	②保育事業に係る監査において重大な指摘を受けておらず、指摘事項に関して速やかな改善がされていること又は計画的な改善を予定していること。			
2 賃貸物件の状況				
賃貸物件の形態・設備	①設備（給排水、電気、ガス、採光、換気等）が保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の設置に適していること。	5点	×1	5点
	②建築年数、構造、他の入居者の状況等から建物全体が保育所等の設置に適していること。			
賃貸借契約	③賃借料の額が地域の水準に照らして不適正とみられること等、賃貸借契約に係る懸念事項がないこと。			
3 賃貸物件の立地条件				
賃貸物件の立地条件	①整備地周辺の状況から子どもの安全面が確保され、保育所等の設置にあたって適切な環境であること。	5点	×2	10点
	②駐車場の確保計画及び周辺の交通状況等から、保護者の送迎等に関して支障がないこと。			
配置バランス	③民間の認可保育所・認定こども園・幼稚園等（以下、「民間教育・保育施設等」という。）やその整備予定地との距離等を含め、民間教育・保育施設等の配置バランスとしてより適当であること。			
4 整備計画				
整備計画	①保育室等の1人当たりの面積が十分に確保されており、保育に適した環境であること。	5点	×2	10点
	②各室等の配置が十分に考えられたものであり、保育所等としての運営面に支障がない計画であること。			
	③工事工程が適切に計画されているなど、予定どおり開所を迎えることに不安がないこと。			
5 法人の経理及び資金計画				
法人の経理・資産	①決算関係書類が適正に調製されていること。	5点	×2	10点
	②直近3か年における複数回の損失計上等、経営状況に係る懸念事項がないこと。			
資金計画	③資金計画における財源が確実であり、計画の遂行に不安がないこと。			
	④自己負担分の財源確保について不安がないこと。また、事業に対し借入をする場合の償還額や建物賃借料が、運営開始後の収支計画において適切であること。			

6 新設保育所等の運営				
新設保育所等の運営方針	①新設保育所等における保育について、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解のもと、具体的な方針・計画を持っていること。	5点	×2	10点
	②障害のある子どもを受け入れるにあたって、保育の考え方や受け入れ体制について具体的な方針・計画があること。			
	③乳幼児にふさわしい食事の提供、食育、アレルギー児への対応について、具体的な方針・計画があること。			
安全衛生対策	④防災計画、安全衛生管理、健康管理、感染症対策などに具体的な方針・計画があること。			
保護者への対応 関係機関との連携	⑤保護者との連絡及び連携について、日々の乳幼児の状況を適切に伝え合い、十分に説明することが具体的に示されていること。また状況に応じて関係機関との連携についても考慮されていること。			
	⑥保護者の子育ての支援となる取り組み、考え方が具体的に示されていること。			
	⑦地域における子育て支援や地域の関係機関との連携について考慮されていること。			
7 職員体制				
職員の配置及び確保状況	①施設長予定者について、教育・保育に関して十分な経験があり、施設の運営が適切に行えると見込まれること。	5点	×1	5点
	②職員の経験等を考慮した配置計画がなされていること。また、職員の確保方法が具体的であり、採用等に関して不安がないこと。			
職員の育成及び支援体制	③職員の育成方針として、研修参加や職員のスキルアップについて具体的に示されているほか、既に職場内研修等の取組実績を有していること。			
8 地域とのかかわり				
地域とのかかわり	①整備地及び整備内容の概要について、区役所民生子ども課等に相談するなど、近隣住民等に対し適切に説明がなされていること。また、選定後も必要な説明を行い、理解を得るよう努めていく具体的な計画があること。	5点	×2	10点
合計得点	素点（40点）			65点

2 最低基準

同一項目において、出席委員の評価の素点平均が2.5点未満となった場合、その法人は選定されないものとする。

3 整備計画による加算点

3歳以上児を各歳15人以上受入可能かつ2歳児と3歳児の受入可能児童数の差を1以上（2歳児＜3歳児）設けた整備計画については、各評価委員につき2点の加点を行う。

4 法人の選定

各評価委員の評価項目ごとの得点に、加算点を加えた点の合計を法人の評価点とし、設置上限数を踏まえて選定する。

法人の評価点が同点であった場合は、以下のとおり選定する。

- ① 評価基準における評価項目6、7の合計得点が高い法人から選定する
- ② ①も同一得点である場合、評価項目4、5、8の合計得点が高い法人から選定する
- ③ ②も同一得点である場合、評価項目1、2、3の合計得点が高い法人から選定する

(別紙 3)

整備に係る経費等への補助内容について

1 補助基準額、補助対象経費及び補助率

補助基準額	補助対象経費：補助対象となる上限額	補助率
74,374,000円 …(A)	建物等改修費：(A)－(B)の額 整備改修期間中に発生する建物賃借料（月額100万円上限） 及び礼金：建物賃借料の21か月分上限 …(B)	3／4

※「建物等改修費」は、実施設計費（基本設計など、応募・選定前に実施する設計費は含まない）及び設計監理費、設備整備費を含み、外構費を含まない。このほかに防音壁設置につき本市が必要と認める場合は、防音壁整備費が補助対象（補助基準額 8,476 千円・補助率 3/4）となるため、防音壁設置を計画する場合は、事前に幼保企画課と調整すること。

※「建物賃借料」は、共益費・管理費を含み、駐車場使用料は含まない。また、運営開始後 10 年間の建物賃借料補助については、毎年度の予算編成過程において検討するものとする。なお補助額については、別途給付される公定価格賃借料加算の額を差し引いてから補助率を乗じて算出する。

※「礼金」は、敷金・保証金など退去時の返還（一部又は全部）を前提とした経費を除く。

2 補助金額

補助金額は、上記 1 に掲げる補助基準額と市長が認めた対象経費を比較し、低い方の金額に補助率を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内の額とする。

※算出額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

保育所の屋外遊戯場の設置に係る取扱い

1 取扱い

屋外遊戯場の設置について、屋外遊戯場に代わるべき場所(以下「代替遊戯場」という。)を確保することを要件に、次表の「区分」欄の場合において、同表の「取扱い」欄のようにすることができる。

区 分	取扱い
本市の都市計画で指定する商業地域又は近隣商業地域において保育所を設置する場合	基準面積の2分の1以上の面積で設置することができる。
市長が指定する地域において賃貸物件を活用して保育所を整備し、設置する場合	
本市の都市計画で指定する商業地域であって、かつ容積率が500パーセント以上とされる地域において保育所を設置する場合	屋外遊戯場を設置しないことができる。ただし、保育所敷地内に水遊びができる場所を確保しなければならない。
鉄道駅の周辺において屋外遊戯場の設置が困難な場合において保育所を設置する場合	

2 代替遊戯場の確保に係る主な条件

区 分	内 容
代替遊戯場	公園、広場、寺社境内等、その所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体、その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。
面 積	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第6号に定める面積を有すること。
保育所からの距離	保育所から幼児同伴で徒歩10分程度の範囲内にあること。
安全の確保	代替遊戯場での屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されていること。

上記の他、代替遊戯場における屋外活動に関する計画書を市長に提出すること。また、管理者等及びその地域住民に対して、利用について説明し、理解を得られるよう努めること。

(注) これらの条件は、実際に保育所の整備が決定してから必要となるものですが、場合によっては本公募への申込みまでの間に一定の確認をしていただくこともあります。

この取扱いを前提とした申込みをお考えの場合は、事前に、子ども青少年局幼保企画課までご相談ください。

提出書類一覧

- ・ 副本10部は、正本の写しを提出してください。ただし、副本には、次の一覧のうち「副本」の欄に○がついている書類のみ綴ってください。
- ・ 備考欄に（※）印のある書類について、株式会社等が「7 財務状況報告書類及び新設保育所等の運営等に係る書類」を提出した場合であっても、応募書類として再度提出してください。

1 法人の状況について

正本 インデックス番号	副本	様式	名 称	備考
1-1	○	様式1	応募書	
1-2	○	様式2	応募概要	
1-3			施設整備に関する意思決定が行われた理事会、役員会等の議事録の写し（建設計画、資金計画、公募への応募について）	
2-1	○	様式3	法人概要	
2-2	○		保育事業等実績のわかるもの（法人や施設のパンフレットやチラシなど）	
2-3	○	様式4	法人役職者名簿	
2-4	○	定型	法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	原本を提出
2-5			法人定款・規約等	
3-1	○	様式5	既に運営している施設・事業所の概況（監査対象施設のみ）	（※）
3-2	○	定型	都道府県知事等による直近の施設監査（検査）結果通知及び改善報告書	（※） 3-1に記載した順に並べて提出
3-3	○	定型	都道府県知事等による直近の改善勧告通知及び改善報告書	（※） 3-1に記載した順に並べて提出 該当しない場合は提出不要

2 賃貸物件の状況及び立地条件について

正本 インデックス番号	副本	様式	名 称	備考
4-1	○	様式6	調査書（様式6 別紙も作成の上、添付すること）	
4-2	○	定型	建築検査済証（写）	新築の場合は提出不要
4-3	○	定型	昭和56年5月31日以前に建築検査済証が交付され、着工された場合の建物の場合、耐震診断報告書（写）又は耐震補強工事実施済み証を証する書類	該当しない場合は提出不要
4-4	○	定型	当該土地、建物の登記簿謄本、公図	原本を提出
4-5	○		応募物件の現況平面図、立面図、敷地現況図、付近見取図	新築の場合は提出不要
4-6	○	様式7	物件の外観、周囲の状況及び使用予定の室内がわかる写真、設備が分かる資料	新築の場合、内部の写真は提出不要
4-7	○	参考 様式1	賃貸借予約契約書（写）（二重予約契約でない等、選定後に賃貸借契約が締結されることが確認できるものであって敷地面積、延床面積の記載があり、契約者双方の押印があるもの）	
4-8	○	様式8	応募物件の周囲の状況（地図）（縮尺1/5000）	

3 整備計画について

正本 インデックス番号	副本	様式	名 称	備考
5-1	○	様式9	整備概要	
5-2	○	様式10	整備計画	
5-3	○		新設保育所等の平面図、立面図（採光・換気・排煙・緑化面積・各室面積及び園庭面積を記載すること。）	立面図（採光・換気・排煙・緑化面積）は提出が難しい場合必須としない
5-4	○		改修工事の工程表（実施設計・行政手続き・確認申請等にかかる期間も含んだものを作成すること。新築の場合は本体工事の工程表も添付すること。）	

4 法人の経理及び資金計画について

正本 インデックス番号	副本	様式	名 称	備考
6-1	○		直近3年分の決算関係書類 （決算後3か月以上経過している場合は、別途、直近の資産状況がわかる書類を提出すること。）	(※) 直近期のものから順に並べて提出
6-2		定型	市町村税について滞納のないことの証明書 （名古屋市に納税がある場合は、「市税に滞納がない旨の証明書」（証第65号様式）。名古屋市に納税義務がない場合は、本店又は主たる営業所のある市町村税の滞納がない旨の証明書（直近3年以上）	原本を提出
6-3		定型	社会保険料について滞納のないことの証明書 （年金事務所長が発行する社会保険料納入確認書（直近2年以上））	原本を提出
7-1	○	様式11	資金計画書	
7-2	○		工事費見積書、設計監理費見積書、その他見積書（初度備品費等）	補助対象外の費用を明確にすること
7-3		定型	残高証明書（様式11資金計画書における自己負担分に充てる法人資産等を預金している口座のもので、公募開始以降の日付のもの。） <u>※書類提出時に、当該預金通帳を持参すること（残高証明書の前後の日付にわたり、コピーを取らせていただきます。）</u>	原本を提出
7-4	○	様式12	事業年度以降3期分の収支予算書	(※)
7-5	○	様式13	借入金償還計画表	借入予定がない場合は提出不要
7-6	○	様式14	新設にかかる運営費等からの支出計画書	
7-7	○	参考 様式2	贈与確約書（寄付予定者の資力を裏付けるものを併せて添付すること。）	贈与予定がない場合は提出不要

5 新設保育所等の運営について

正本 インデックス番号	副本	様式	名 称	備考
8-1	○	様式15	運営について	(※)
8-2	○	様式16	新設保育所等の職員について(1)・(2)・(3)	(※)

6 地域とのかかわりについて

正本 インデックス番号	副本	様式	名 称	備考
9-1	○	様式17	地域説明状況	
9-2	○	様式18	地域近隣地図（縮尺1/1500）	
9-3	○		地域説明で配布した資料	

7 財務状況報告書類及び新設保育所等の運営等に係る書類

(株式会社等のみ提出 締め切り：7/24(木))

正本 インデックス番号	副本	様式	名 称	備考
10		様式19	債務状況等自己申告書（提出日直近の日付で作成してください。）	
11			直近3期分の会社法計算書類（写）	インデックス番号ごとに書類をまとめ、それぞれを直近期のものから順に並べて提出
11-1		定型	(1) 貸借対照表	
11-2		定型	(2) 損益計算書	
11-3		定型	(3) 株式資本等変動計算書	
11-4		定型	(4) 個別注記表	
11-5			(5) 販売費及び一般管理費の内訳がわかる書類	
11-6			(6) 製造原価又は売上原価の内訳がわかる書類	
12		定型	直近3期分のキャッシュフロー計算書（写） （キャッシュフロー計算書の作成が義務付けられていない法人についても作成し、提出してください。申請者が親会社で、キャッシュフロー計算書を簡便法で作成している場合も、親会社単体でのキャッシュフロー計算書を作成し、提出してください。）	直近期のものから順に並べて提出
13			直近3期分の法人税申告書（写） （連結納税を行っている場合は14を提出）	インデックス番号ごとに書類をまとめ、それぞれを直近期のものから順に並べて提出
13-1		定型	(ア)別表一（一） 普通法人等の申告書 （收受印のあるもの。電子申請の場合は、申告が受け付けられたこと・日時がわかるもの。）	
13-2		定型	(イ)別表四 所得の金額の計算に関する明細書	
13-3		定型	(ウ)別表五（一） 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	
13-4		定型	(エ)別表五（二） 租税公課の納付状況等に関する明細書	
14			直近3期分の法人税申告書（写） （連結納税を行っている場合に提出）	インデックス番号ごとに書類をまとめ、それぞれを直近期のものから順に並べて提出
14-1		定型	(ア)別表一の二（一） 連結確定申告書 （收受印のあるもの。電子申請の場合は、申告が受け付けられたこと・日時がわかるもの。）	
14-2		定型	(イ)個別帰属額等の一覧表	
14-3		定型	(ウ)連結確定申告書に係る届出書	
14-4		定型	(エ)別表四の二付表 個別所得の金額の計算に関する明細書	
14-5		定型	(オ)別表五の二（一）付表 連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書	
14-6		定型	(カ)別表五の二（二）付表 各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書	

正本 インデックス番号	副本	様式	名 称	備考
15		定型	直近3期分の監査報告書等について、以下の優先順位で、存在する書類（写）を提出してください。 （ただし申請者が連結子会社の場合は、(18)の親会社の有価証券報告書を提出いただくため、不要。） ① 会計監査人の監査報告書 ② 会計参与報告書 ③ 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（全国信用保証協会連合会作成のもの。）又は「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト（日本税理士会連合会作成のもの。）	直近期のものから順に並べて提出
16		定型	合計残高試算表 ＊期首から直近月（原則、提出締切日の属する月の前月）までの累計数値がわかるもの。なお、直近期末が提出締切日の属する月の前々月以前の場合は、直近期の合計残高試算表（期間12か月分）とする。 ＊販売費及び一般管理費、売上原価の明細が分かるもの ＊単月のもののみ作成している場合は、期首から直近月までの借方発生額及び貸方発生額が分かるものを全て提出してください。	
17			税務署の発行した納税証明書 ＊ 下記(ア)(イ)の両方を提出すること。	
17-1		定型	(ア)「納税証明書（その3の3）」（税目：法人税、消費税及び地方消費税、年度：直近分）	
17-2		定型	(イ)「納税証明書（その1）」（税目：法人税、年度：直近3年分）	
18			親会社の直近3期分の有価証券報告書（ 応募者が連結子会社である場合に提出 ） ＊ 親会社の連結計算書類の「インデックス番号11、12及び15」の各書類をもってかえることができます。	直近期のものから順に並べて提出
19			親会社の「インデックス番号10から16」の各書類（ 応募者が子会社であるが連結子会社でない場合に提出 ）	
20			直近3期分の有価証券報告書（ 応募者が親会社であり、連結計算書類を作成している場合に提出 ） ＊連結計算書類の「インデックス番号11及び12」の各書類をもってかえることができます。	直近期のものから順に並べて提出
21		様式12	事業年度以降3期分の収支予算書	
22		任意	認可要綱第12条の2第3号アに規定する設置者の経理規程	
23		様式20	認可要綱第12条の2第3号ウに規定する保育所における会計方針（保育所における経費按分報告書）	
24		様式5	既に運営している施設・事業所の概況（監査対象施設のみ）	
25		定型	都道府県知事等による直近の施設監査（検査）結果通知及び改善報告書	24に記載した順に並べて提出
26	○	定型	都道府県知事等による直近の改善勧告通知及び改善報告書	24に記載した順に並べて提出 該当しない場合は提出不要
27		様式15	運営について	
28		様式16	新設保育所等の職員について(1)・(2)・(3)	